

### 3-3 所得種類別課税状況

#### (1) 利子所得等の課税状況

区 分		課 税 分		非 課 税 分		合 計	
		支 払 金 額	源泉徴収税額	障害者等非課税・ 財形貯蓄非課税分 支 払 金 額	その他の非課税分 支 払 金 額	支 払 金 額	源泉徴収税額
		千円	千円	千円	千円	千円	千円
公	債	251,280	37,692	2,913	7,137,571	7,391,764	37,692
社	債	1,169,453	175,418	78,696	6,810,664	8,058,813	175,418
預貯金	郵便貯金	25,392,006	3,808,801	3,516,700	64,223	28,972,929	3,808,801
	銀行預金	28,577,886	4,286,683	344,985	5,763,127	34,685,998	4,286,683
	銀行以外の金融機関の預金	12,273,846	1,841,077	323,607	13,321,125	25,918,578	1,841,077
	勤務先預金	1,853,980	278,097	6,126	—	1,860,106	278,097
合同運用信託の収益の分配		54,240	8,136	12,802	5,933	72,975	8,136
公社債投資信託の収益の分配		15,093	2,264	37	—	15,130	2,264
小 計		69,587,784	10,438,168	4,285,866	33,102,643	106,976,293	10,438,168
定期積金の給付補てん金等		487,606	73,141	—	2,316	489,922	73,141
匿名組合契約等に基づく収益の 分配、生命保険等の差益		168,601	29,841	—	—	168,601	29,841
割引債の償還差益		—	—	—	—	—	—
計		70,243,991	10,541,150	4,285,866	33,104,959	107,634,816	10,541,150

調査対象等：平成19年2月から平成20年1月までに利子等の支払者から提出された「利子等の所得税徴収高計算書」等に基づいて作成した。

## (2) 配当所得の課税状況

区 分	一 般 課 税 分		非 課 税 分	特 例 税 率 適 用 分		合 計	
	支払金額	源泉徴収税額	支払金額	支払金額	源泉徴収税額	支払金額	源泉徴収税額
	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円
利益又は利息の配当、剰余金の分配、 基金利息の分配、特定証券投資法人の 投資口の配当等	79,810,784	15,971,079	4,243,808	17,093,364	1,146,398	101,147,956	17,117,477
投資信託（公社債投資信託及び公募公 社債等運用投資信託を除く。）及び特 定目的信託の収益の分配	—	—	—	538,668	39,414	538,668	39,414
計	79,810,784	15,971,079	4,243,808	17,632,032	1,185,812	101,686,624	17,156,892

調査対象等：平成19年2月から平成20年1月までに提出された「配当等の所得税徴収高計算書」等に基づいて作成した。

(3) 上場株式等の譲渡所得等の課税状況

区 分	源泉徴収選択口座内 調整所得金額等	源 泉 徴 収 税 額
	千円	千円
源泉徴収選択口座内保管 上場株式等の譲渡所得等	68,263,176	4,778,357

調査対象等：平成19年2月から平成20年1月までに上場株式等の譲渡の対価の支払者から提出された「上場株式等の源泉徴収選択口座内調整所得金額の所得税徴収高計算書」等に基づいて作成した。

## (4) 給与所得及び退職所得の課税状況

区 分		官 公 庁		そ の 他		合 計	
		支 払 金 額	源泉徴収税額	支 払 金 額	源泉徴収税額	支 払 金 額	源泉徴収税額
給 与 所 得	俸 給 ・ 給 料 ・ 賞 与	千円 1,058,592,980	千円 37,566,083	千円 4,889,051,719	千円 148,334,396	千円 5,947,644,699	千円 185,900,479
	日 雇 労 働 者 の 賃 金	3,150,360	25,116	38,766,880	479,991	41,917,240	505,107
	計	1,061,743,340	37,591,199	4,927,818,599	148,814,387	5,989,561,939	186,405,585
退 職 所 得		122,112,903	1,751,571	105,956,459	3,044,352	228,069,362	4,795,922
災 害 減 免 法 に よ り 徴 収 猶 予 し た も の		-	-	-	-	-	-

調査対象等：給与等の支払者から平成20年4月30日までに提出された「法定調書合計表（給与所得の源泉徴収票、退職所得の源泉徴収票）」及び平成19年2月から平成20年1月までに提出された「給与所得、退職所得等の所得税徴収高計算書」等に基づいて作成した。

用語の説明：1 **法定調書**とは、所得税法の規定により税務署長に対して、その提出を義務付けられている書類をいい、原則として翌年1月31日までに提出することとなっている。法定調書の種類は多数にのぼっており、例えば①利子等の支払調書、②配当及び剰余金の分配の支払調書、③報酬、料金、契約金及び賞金の支払調書、④給与所得の源泉徴収票、⑤非居住者に支払われる給与、給付及び役務の報酬の支払調書がある。

2 **徴収猶予**とは、通常の法定納期限に徴収しないで、一定の期間徴収手続を猶予することをいう。したがって、一定の期間、納期限を延長する、いわゆる延納制度とは異なるものである。

## (5) 報酬・料金等所得の課税状況

区 分		支 払 金 額	源泉徴収税額
法 第 2 0 4 条 該 当	原稿料、作曲料、放送謝金、講演料等の報酬又は料	6,984,103	700,191
	診療報酬	47,164,550	4,030,528
	職業野球の選手、騎手、外交員等の報酬又は料	23,188,068	2,036,555
	芸能等についての出演・演出等の報酬又は料	1,211,325	128,977
	バー、キャバレーのホステス等の報酬又は料	5,149,180	261,314
	契約金・賞金	495,051	28,858
	小 計	125,210,582	11,333,572
	法第203条の2該当（公的年金等）	10,673,995	208,927
法第207条該当（生命保険契約等に基づく年金）	62,764,798	330,605	
法第174条該当（馬主に支払われる競馬の賞金等）	3,363	86	
計	198,652,738	11,873,189	
災害減税法により徴収猶予したもの	—	—	

調査対象等：報酬・料金等の支払者から、平成20年4月30日までに提出された「法定調書の合計表（報酬・料金・契約金及び賞金の支払調書）」及び平成19年2月から平成20年1月までに提出された「報酬・料金等の所得税徴収高計算書」等に基づいて作成した。

## (6) 非居住者等所得の課税状況

区 分	支払金額			源泉徴収税額
	課税分	非課税又は 免税分	総 額	
公 社 債 ・ 預 貯 金 の 利 子 等	千円 2,125,355	千円 —	千円 2,125,355	千円 266,320
利益又は利息の配当、剰余金の分配、基金利息の分配、特定証券投資法人の投資口の配当等、投資信託（公社債投資信託及び公募公社債等運用投資信託を除く。）及び特定目的信託の収益の分配	2,630,088	—	2,630,088	167,327
匿名組合契約に基づく収益の分配	—	—	—	—
給 与 ・ 賞 与 等	473,148	717,742	1,190,890	94,525
退 職 所 得	—	—	—	—
役 務 の 報 酬	128,366	3,667	132,033	25,669
工業所有権その他の技術に関する権利等の使用料又はその譲渡による対価	571,800	—	571,800	114,381
著作権の使用料又はその譲渡による対価	126,782	—	126,782	13,424
貸 付 金 の 利 子	185	—	185	18
不動産、採石権の貸付、租鉱権の設定又は航空機、船舶の貸付による所得	22,180	—	22,180	4,402
機 械 等 の 使 用 料	23,565	—	23,565	2,359
土 地 等 の 譲 渡 に よ る 対 価	120,794	—	120,794	12,079
人 的 役 務 提 供 事 業 の 対 価	6,935	8,322	15,257	1,371
生 命 保 険 契 約 等 に 基 づ く 年 金	713	—	713	8
賞 金	—	—	—	—
合 計	6,229,911	729,731	6,959,642	701,882

調査対象等：平成20年4月30日までに非居住者等の給与等の支払者から提出された「法定調書の合計表（非居住者等に支払われる給与等の支払調書）」及び平成20年1月までに提出された「非居住者・外国法人の所得についての所得税徴収高計算書」等に基づいて作成した。